

多子軽減制度の対象範囲の拡大について

(平成28年4月～適用)

多子軽減制度とは

市民税課税世帯のうち、第2子以降の乳幼児にかかる障害児通所支援の利用者負担を軽減する制度です。

対象者

①就学前の障害児支援利用児童のうち、兄または姉が保育所等に通う第2子以降の乳幼児。

※「保育所等」とは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援事業所、情緒障害児短期治療施設、特例保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育、事業所内保育事業を指します。

②年収約360万円未満相当世帯（世帯における市民税所得割合算額が77,101円未満）である場合は、通所決定保護者と生計を同じくするきょうだい（年齢問わず）の中で第2子以降の乳幼児。

＜多子軽減カウント法（例）＞

市民税所得割合算額 77,101円以上	市民税所得割合算額 77,101円未満
① 7歳（小学生）→ カウントしない ② 5歳（年長）→ <u>第1子</u> →利用者負担割合 10/100 ③ 3歳（年少）→ <u>第2子</u> →利用者負担割合 5/100	① 7歳（小学生）→ <u>第1子</u> ② 5歳（年長）→ <u>第2子</u> →利用者負担割合 5/100 ③ 3歳（年少）→ <u>第3子</u> →利用者負担なし
上記所得割合算額以上の場合、就学前児童のみにより対象となる子のカウントを行う。	上記所得割合算額以下の場合、年齢に関係なく同一世帯における兄弟すべての人数をもとにカウントを行う。

これまでは保育所等に通う乳幼児の中で、第1子、第2子、第3子と数えておりましたが、対象範囲の拡大により、市民税所得割合算額77,101円未満の世帯については、生計を同じくするきょうだい（※）の中で数えることとなりました。（上記②）

※ 年齢は問いません。また、同居を要件とするものではなく、就学や療養のために別居していても、余暇に帰省をしたり、医療費や生活等の送金をしたりしている場合も含まれます。

軽減内容

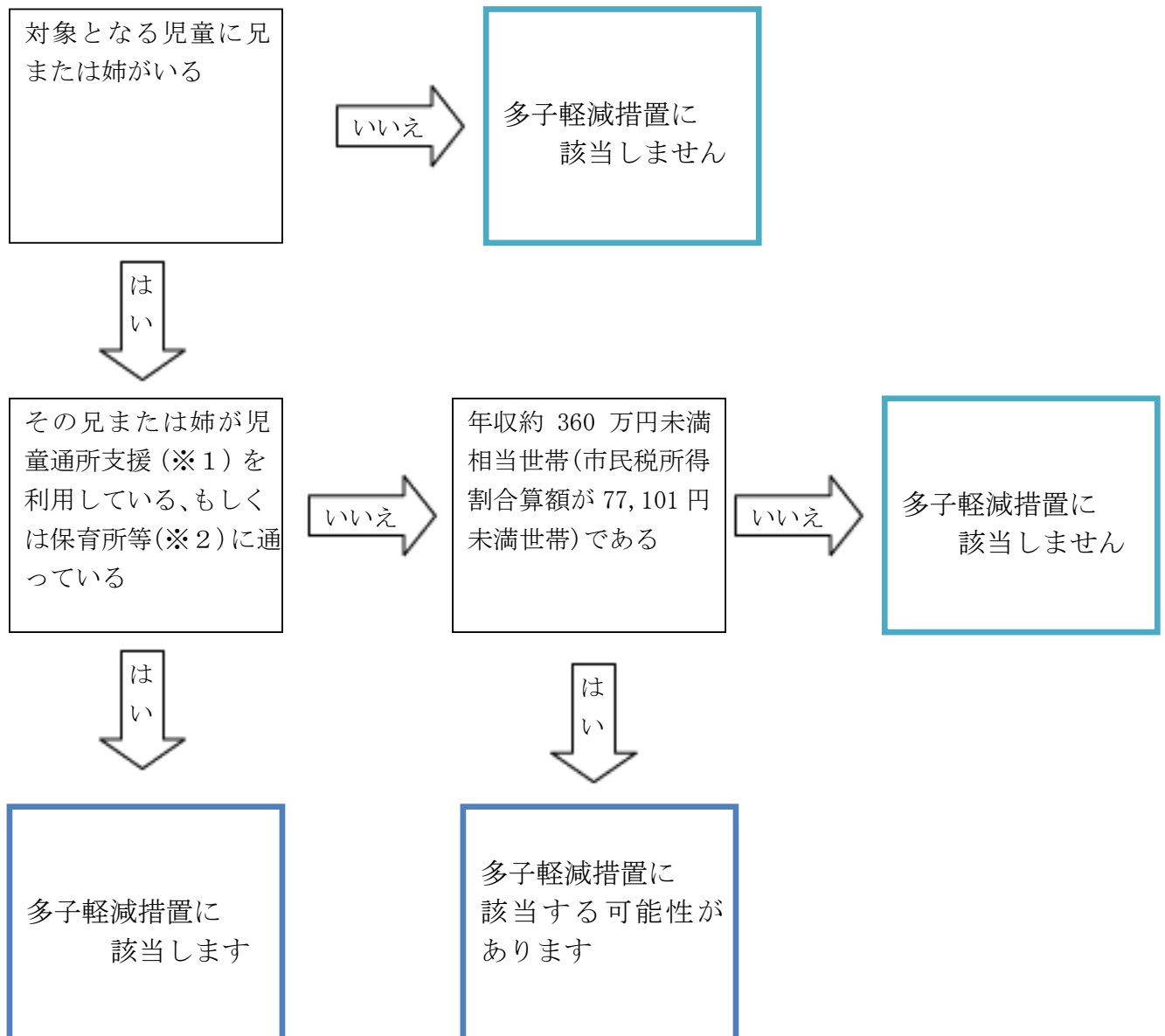
従来の負担上限月額と多子軽減適用措置後の額を比較し、低いほうが利用者負担額となります。

所得割合算額 77,101 円以上 （世帯の上限月額 4600 円）			
	8 歳	4 歳	3 歳
カウント	対象外	第 1 子	第 2 子
利用サービス		児童発達	児童発達
総費用額		10000 円	46000 円
多子軽減		対象外 (10／100)	第 1 子対象 (5／100)
多子軽減後 利用者負担額		1000 円	2300 円
利用者負担額：3300 円			

所得割合算額 77,101 円未満 （世帯の上限月額 4600 円）			
	8 歳	4 歳	3 歳
カウント	第 1 子	第 2 子	第 3 子
利用サービス		児童発達	児童発達
総費用額		10000 円	46000 円
多子軽減		対象 (5／100)	対象 (0／100)
多子軽減後 利用者負担額		500 円	0 円
利用者負担額：500 円			

次のチェックリストをご確認の上、該当の可能性のある方は、申請書裏面のごきょうだいの状況をご記入ください。

多子軽減チェックリスト



(※1) 児童通所支援のうち、多子軽減措置の対象となるのは「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」となります。

(※2) 保育所等とは、「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、「特別支援学校の幼稚部」「障害児通所支援事業所」、「情緒障害児短期治療施設」、「特例保育」、「家庭的保育事業」等をいいます。

☆課税の状況が分からないなど、該当かどうか判断しかねる方は申請をいただければこちらでお調べをし、別途お知らせをいたします。